

平成 31 年度国分寺市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

平成 30 年 9 月 28 日市長決裁

1 趣旨

障害のある人が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送ることを促進するためには、障害者雇用を進展させるための仕組みを整えるとともに、障害のある人が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する必要があります。このため、国分寺市（以下「市」といいます。）では、物品及び役務（以下「物品等」といいます。）の調達に当たり、優先的に障害者就労施設等から調達するよう努めることが求められています。

そこで、市は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」といいます。）第 9 条第 1 項の規定により障害者就労施設等で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資するため、障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 31 年度国分寺市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「優先調達方針」といいます。）を定めるものとします。

2 優先調達方針の適用範囲

優先調達方針の適用範囲は、市の市長部局、会計課、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び教育委員会が発注する物品等とします。

3 優先調達方針に基づく調達の対象となる障害者就労施設等

優先調達方針に基づく調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法に基づき、次のとおりとします。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所、施設等	就労移行支援事業所
	就労継続支援事業所（A 型，B 型）
	生活介護事業所
	障害者支援施設 （就労移行支援，就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター
	小規模作業所
障害者を多数雇用している企業	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社
	重度障害者多数雇用事業所 ※重度障害者多数雇用事業所の要件 ①障害者の雇用者数が 5 人以上

	②障害者の割合が従業員の20%以上 ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
在宅就業障害者等	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 優先調達方針に基づく調達の対象品目及び目標額等

予算の適正な執行並びに契約における経済性及び公正性に留意しつつ、平成31年度に市が達成すべき障害者就労施設等からの優先調達の物品等及び目標額等は、次のとおりとします。

〔 調達する物品等 〕

市が契約によって調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとします。

〔 調達する目標額等 〕

前年度の調達実績額を目安として、それを上回るよう努めます。

新規調達実績課、新規調達内容を増やすよう努めます。

5 障害者就労施設等からの調達を推進するための方策

- (1) 障害者就労施設等が提供する物品等に関する情報を把握し、共有します。
- (2) 障害者就労施設等が提供する物品等に関する情報の提供頻度を増やすとともに、各課の調達状況の把握に努め、情報提供の際は、調達の参考となる取組事例等の紹介を行い周知の方法を工夫します。
また、発注に関する相談窓口として「国分寺障害者施設お仕事ネットワーク」が活用できることを周知します。
- (3) 物品等を調達する場合においては、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討します。
- (4) 物品等を調達する場合においては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量について留意するとともに、障害者就労施設等に対して、性能、規格等の調達に関する必要事項について、懇切丁寧な説明を行います。
- (5) 市と業務委託契約（指定管理者制度による業務も含みます。）を締結している相手方による障害者就労施設等からの物品等の調達を促進するため、それら相手方に対して障害者優先調達に関する協力を依頼します。
- (6) 公共施設における障害者就労施設等による物品の展示販売や市内で実施するイベント等での販売スペースの確保に協力します。

- (7) 障害者就労施設等が提供する物品等についての広報に協力する等により、市民等からの障害者就労施設等に対する需要増進に努めます。
- (8) 障害者就労施設等が提供する物品等について、情報を提供することにより、職員個人からの障害者就労施設等に対する需要増進に努めます。
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に基づき設置されている国分寺市障害者地域自立支援協議会等において、障害者就労施設等のネットワークの連携強化や製品開発及び販路拡大等に関する取組を促進していきます。
- (10) 調達実績に反映されない障害者就労施設の売上実績の把握に努め、物品等の販売増加に繋がる取組の実施に生かします。

6 優先調達方針及び調達実績の公表

- (1) 優先調達方針を策定したときは、速やかに公表します。
- (2) 調達実績については、障害者優先調達推進法第9条第5項の規定により会計年度の終了後、遅滞なく調達実績の概要をとりまとめ、公表します。
- (3) 優先調達方針や調達実績の概要の公表は、市報、市ホームページ等により行います。

7 調達実績の評価及び検証

調達実績については、国分寺市障害者優先調達推進委員会設置規程に基づき設置されている国分寺市障害者優先調達推進委員会に報告し、評価及び検証を行ったうえで、以後の優先調達方針の策定、障害者優先調達の推進に反映していくものとします。

8 その他

優先調達方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するに当たっては、市内事業者や高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく国分寺市シルバー人材センターへ配慮する等、他の施策との調和を図りながら推進するよう努めるものとします。

以上